

◎特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(令和六年一二月二五日法律第七三号)

一、提案理由 (令和六年一二月一日・衆議院内閣委員会)

○平国務大臣 十二月六日に本委員会において所信的挨拶を述べさせていただきましたが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案については、その内容に鑑みて、緊急性が高いことから、所信的挨拶に対する質疑に先立ち、御審議をお願いするものでございます。

つきましては、これらの法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

これは、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。なお、内閣総理大臣及び国務大臣等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額及び期末手当の支給割合については、当分の間、改定前の水準とすることとしております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いをいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和六年一二月一二日)

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

…………… (略) ……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与を引き上げる等の措置を講ずるものです。その上で、国会議員から任命された内閣総理大臣及び国務大臣等の給与については、当分の間、据え置くこととしています。

…………… (略) ……………

三法律案は、去る十二月十日本委員会に付託され、翌十一日平国務大臣から趣旨の説明を聴取し、本日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、順次採決しましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、国家公務員の育児休業

等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告します。

三、参議院内閣委員長報告（令和六年一二月一七日）

○和田政宗君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員の給与額の改定を行おうとするものであります。

なお、内閣総理大臣及び国務大臣等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額及び期末手当の支給割合については、当分の間、改定前の水準とすることとしております。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、世代間の給与配分に対する人事院の認識、能力・実績に基づく人事管理の徹底、地域手当の見直しの在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組の大島委員より一般職給与法等改正案及び特別職給与法等改正案に反対、国家公務員育児休業法改正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、一般職給与法等改正案及び特別職給与法等改正案は多数をもって、国家公務員育児休業法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。